

10-1 労災補償関連規定

「労災補償」関連規定

労働基準法第8章

第75条 療養補償
第76条 休業補償
第77条 障害補償
第79条 遺族補償

第80条 葬祭料
第81条 打切補償
第26条 補償を受ける権利
第27条 他の法律との関係

労働者災害補償保険法

第1章 総則
第2章 保険関係の成立及び消滅
第3章 保険給付
第1節 通則
第2節 業務災害
第3節 通勤災害

第3章の2 労働福祉事業
第4章 費用の負担
第4章の2 特別加入
第5章 不服申立及び訴訟
第6章 雑則
第7章 罰則

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

わが国の災害補償立法

労働基準法は、第8章に「災害補償」の規定を置き、使用者の災害補償責任を明定した。

労働基準法と同時に制定交付された労働者災害補償保険法は、一定規模業種の強制適用を図っている。昭和50年4月から労働者5人未満の農林水産業を除いて実質、全面適用とした。制度的には、昭和40年改正で遺族補償の年金化、障害補償年金の範囲拡大（1級から7級まで）が図られるなど、「補償の年金化」にも特徴がある。

災害補償からみた労働基準法の現在

労働基準法は現在でも災害補償の基本法であることに変わりはないが、実務上は、労災休業補償給付における最初の3日間（待機期間）に対する使用者の補償責任、労働者5人未満の農林水産業における使用者の補償責任及び業務上疾病の定義（労基施行規則35条）において意義を持つのみで、災害補償の大部分の機能は労災保険が担っている。

なお、保険料徴収に関して「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」（昭和44年法律84号）が制定されている。